

西宮市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）の規定に基づく補装具費の支給並びに補装具の販売又は修理を行う事業者(以下「事業者」という。)の登録並びに補装具費の代理受領等について必要な事項を定めるものとする。

(事業者の登録)

第2条 事業者の登録は、事業者の申請により事業所ごとに行うこととする。

2 西宮市長(以下「市長」という。)は、事業者の申請を受け、申請を適当と認める場合に前項の登録を行うものとする。ただし、申請が適当と認められないときは、登録しないことができる。

(事業者の登録申請)

第3条 第2条の規定に基づき登録を受けようとする事業者は、補装具業者登録申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 1 補装具業者登録申請書(様式第1号)
- 2 事業所調書(様式第2号)
- 3 代理受領に係る契約書(様式第3号)
- 4 登記簿謄本(個人にあっては住民票抄本)
- 5 事業経歴書もしくは事業概要の分かる書類
- 6 定款
- 7 他府県市町村での登録通知の写し
- 8 その他登録に関し市長が必要と認める書類

(登録の通知)

第4条 市長は、第2条の規定により登録したときは、補装具業者登録通知書(様式第4号)により、当該登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、第2条の規定により登録をしないときは、その理由を示して、その旨を補装具業者登録却下通知書(様式第5号)により、申請を行った事業者に通知しなければならない。

(変更等の届出)

第5条 登録事業者は、登録事項に変更を生じたとき、及び当該事業を廃止又は休止する場合は、補装具業者登録変更届出書(様式第6号)又は補装具業者事業廃止(休止・再開)届出書(様式第7号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(報告等)

第 6 条 市長は、補装具費の支給に関して必要があると認めるときは、補装具の販売又は修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は市職員に關係者に対して質問させ、若しくは補装具の販売又は修理を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の質問又は検査を行う場合においては、市職員はその身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取り消し)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、登録事業者に係る登録を取り消すことができる。

- 1 補装具費の請求に関し不正があったとき。
- 2 登録事業者が不正の手段により、第 2 条の登録を受けたとき。
- 3 補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者が、前条の規定による質問又は検査に応じず若しくは虚偽の報告をしたとき。

(登録事業者に係る情報提供)

第 8 条 市長は、登録事業者に係る情報のうち、次の各号に掲げるものを障害者等に提供するものとする。

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 取り扱う補装具の種類
- 3 その他市長が必要と認める事項

(補装具の製作等)

第 9 条 登録事業者は市長の発行する補装具費支給券の交付を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「補装具費支給対象障害者等」という。)と補装具の販売又は修理について契約を締結した場合は、その処方にに基づき、補装具の販売又は修理を行うものとする。

- 2 補装具費支給対象障害者等に補装具を引き渡すにあたり、市長が別に定める場合を除き、登録事業者は身体障害者更生相談所等の適合判定・検査を経た後でなければ、引き渡してはならない。
- 3 前項の適合判定の結果、その補装具が補装具費支給対象障害者等に適合しないと認められた場合は、市長は不備な箇所を指摘して登録事業者の負担においてこれを改善させることができる。
- 4 登録事業者は、補装具費支給対象障害者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしてはならない。

(補装具費の代理受領)

第10条 市長は、補装具費支給対象障害者等からの委任に基づき、補装具費として補装具費支給対象障害者等に支給されるべき額の限度において、補装具費支給対象障害者等に代わり、登録事業者に支払う。

2 前項の規定による支払があったときは、補装具費支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。

3 登録事業者は、その提供した補装具について、第2項の規定により、補装具費支給対象障害者等に代わって補装具費の支払を受ける場合は、当該補装具を提供した際に、補装具費支給対象障害者等から利用者負担額の支払を受けるものとする。

4 補装具の提供に要した費用につき、前項の利用者負担額の支払を受ける際、当該支払をした補装具費支給対象障害者等に対し、領収証を交付しなければならない。

(請求)

第11条 登録事業者は市長に対して補装具費を請求する場合には代理受領に係る補装具費支払請求書に補装具費支給券を添えて請求しなければならない。

2 市長は、登録事業者から補装具費の適法な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

(補装具引き渡し後の改善)

第12条 補装具の引き渡し後、身体障害者更生相談所等の行った適合判定・検査によって、登録事業者の責任に帰すべきものと認められる箇所を発見した場合は、市長は登録事業者に第9条に準じて改善させることができる。

2 補装具の引き渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、登録事業者の負担においてこれを改善するものとする。

ただし、前段の規定に関わらず、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)別表に規定する調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、修理後3ヵ月以内に生じた不適合等(上記災害等により免責となる事由を除く。)の場合に登録事業者の負担においてこれを改善するものとする。

(不正利得の徴収等)

第13条 市長は、補装具費支給対象障害者等又は登録事業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係帳簿等の保存)

第14条 登録事業者は、補装具費の代理受領に係る帳簿及び関係書類を5か年間保

存するものとする。

(登録の更新)

第15条 代理受領に係る契約書に記載ある有効期間満了前1か月前までに、市長若しくは登録事業者から何らかの意思表示が行われなときは、有効期間満了の翌日において向こう1か年間順次登録を更新したものとみなす。

(申請書等の様式)

第16条 この要綱による申請書等の様式については、別に定める。

(雑則)

第17条 この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。